

食品ロス削減推進事業委託業務仕様書

1 委託業務名

食品ロス削減推進事業委託業務

2 委託業務期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

3 目的

佐賀県では、令和8年3月に「第2次佐賀県食育・食品ロス削減推進計画」を策定し、県民がそれぞれの立場において主体的に食品ロス削減に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていく取り組みを推進している。

本事業では、一般消費者が、食品ロスを出さない行動を取ることができるよう更に行動変容を促していき、またその行動の継続、そして定着を図っていくことで、食品ロス削減に資することを目的として実施する。

令和7年度の本事業では、食品ロス削減推進キャンペーンの一部として、食品ロス削減につながる行動を取ることによってポイントを獲得するデジタルポイントラリーを実施した。1,000名を超える方が食品ロス削減、またはそのキャンペーンに興味を持ったものの（公式LINEお友だち登録数）、実際にデジタルポイントラリーに参加したのは4割に満たなかった。

については令和8年度は、一つでも多くの食品ロス削減につながる行動を取り、行動を継続することができるよう、デジタルポイントラリーの参加者を増やしていきたい。

4 ターゲット

メインターゲットは、県内在住の20代から40代のファミリー層とする。

5 業務内容

(1) 食品ロス削減推進デジタルポイントラリーの実施

- ① 佐賀県くらしの安全安心課公式LINEを活用すること。
- ② ポイントラリーの実施期間は4か月以上とすること。
また、実施期間内に、食品ロス削減月間である10月を含めること。
- ③ 参加者が、食品ロスを身近に感じられ、実際に取り組むきっかけとなる内容、更にはその取り組みを継続させるような内容であること。
なお、ポイント付与する際の項目は、県と協議して決定する。
- ④ ポイントラリー参加者に抽選で景品をプレゼントすること（配送作業含む）。
景品はメインターゲットの興味や関心を引くものにする。
【景品個数】100～130個
- ⑤ デジタルポイントラリーへ参加を促すため、メインターゲットに対し効果的な手法により広報を行うこと。
- ⑥ ⑤の広報の他、啓発ショップカードを制作すること。

メインターゲットに、手に取ってもらえるような配布先を提案し、配布すること
(配布先への依頼・調整作業含む)。

【数量】 14,000 枚

【規格】 名刺サイズ、片面カラー印刷

(2) アンケートの実施

事業の効果検証と意識調査のため、参加者がデジタルポイントラリーを実施する前後で、アンケートを実施する。アンケート項目は県と協議して決定する。アンケートの客体数は、デジタルポイントラリー実施の前後それぞれ 500 以上とする。

(3) その他自由提案

事業目標達成のため、効果的であると考えられる企画（例えば、より効果が期待できる訴求方法や事業効果の検証方法など）があれば、本予算内で提案すること。

6 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。

7 実施体制及び要員に関する要件

(1) 実施体制

ア 本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。

イ 統括責任者を 1 名配置すること。

ウ 適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。

(2) 要員

ア 各業務内容において、それぞれに必要な専門的知見を有し、同様の経験が豊富な者を配置すること。

8 完了報告

委託業務の完了後、速やかに実施内容等を取りまとめ、以下の書類を提出すること。

(1) 業務完了報告書（紙媒体 1 部）

(2) 本業務で作成した成果物のデータ（動画、音源等）、記録写真データ等

(3) 本業務で作成した資料、アンケート結果（電子媒体）

(4) その他、佐賀県が受託者と合意のうえ、成果物として提出を求めるもの

9 委託料の支払い

完了払

10 留意事項

(1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

(2) 業務の遂行にあたっては、県と随時打合せをして行うこととする。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、県と業務受託者が協議のうえ、これを定める

ものとする。

- (4) 受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ロゴ、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作権者人格権を行使しないものとするを原則とする。
- (5) 成果品の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
 - ア) 県が保有するホームページ、SNS 等での公開
 - イ) 講演会、イベントや企業訪問先などでの紹介・上映・配布などなお、その他の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については、両者協議の上、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (6) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県の利用についても同様とする。
- (7) 本業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により、県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこととする。
- (8) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用してはならない。また本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。
- (9) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱いには、佐賀県の定める「佐賀県個人情報保護方針」を遵守するものとする。